

誤振込金の送金行為と電子計算機使用詐欺罪の成否

——広島高等裁判所令和六年六月一日判決 令和五年（う）第二四号
電子計算機使用詐欺被告事件 裁判所ウェブサイト——

小林 侑 介

一 事案の概要

令和四年四月八日、山口県阿武町の職員が、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金四六三〇万円をA銀行（仕向銀行）の同町の口座から、B銀行（被仕向銀行）にある被告人の普通預金口座に誤って振込入金をした。

被告人は、誤振込金が自己の口座に入金されたことを利用し、オンラインカジノサービスの利用料金を支払お

うと考えた。そこで、インターネットに接続した自己の携帯電話機を使用して複数回にわたり、B銀行が決済取引等の事務処理のために設置している電子計算機に対し、①令和四年四月八日から一日にかけて、被告人口座を決済口座とするデビットカード情報を利用して支払委託等の依頼をし、B銀行のデビットカード資金精算口座の預金残高を三三〇万四〇六円増加させ、②令和四年四月一〇日から一八日にかけて、複数のオンラインカジノ

サービスの決済代行業者名義の普通預金口座に振込みを依頼する情報を与え、各口座を合計で四二九二万四六九一円分増加させ、それぞれオンラインカジノサービスの金額相当分利用し得る地位を得た（以下、被告人の行為を「本件送金行為等」という）。

なおこの間に存在した事情として、被告人は、自宅を訪問した阿武町職員から誤振込の事実を知らされ、組戻しに応じるよう依頼されている。また、被仕向銀行であるB銀行では、阿武町から組戻依頼書の提出を受け、組戻承諾書を準備していたが、最終的に被告人は組戻しを拒否し、上記の送金行為等に及んだものである。

上記の行為につき、検察官は、被告人にはB銀行に対し誤った振込があることを告知する義務（以下、単に告知義務とする）があり、これに違反する本件送金行為等は正当な権利行使でないとして、被告人を電子計算機使用詐欺罪（刑法二四六条の二）で起訴した。

第一審（山口地裁令和五年二月二八日／裁判所ウェブサイト）は、最二判平成八年四月二六日民集五〇巻五号一二六七頁（以下、平成八年判例とする）、最二決平成一五年三月一二日刑集五七巻三号三二二頁（以下、平成

一五年判例とする）を参照し、「被仕向銀行が受取人口座に誤った振込みがあることを既に知っていたとしてもなお、受取人には被仕向銀行に対する告知義務があるというべきである」

「誤って受取人口座に金銭が振り込まれた場合に、これを知った受取人に告知義務を認めた趣旨に照らすと、受取人は、誤って受取人口座に金銭が振り込まれた事実を知った後、直ちにこれを被仕向銀行に告知しなければならぬ」

「誤って受取人口座に金銭が振り込まれた場合に、これを知った被仕向銀行に調査等手続を採る利益を認めていることを考えると、告知義務に違反している受取人が、被仕向銀行が調査等手続を完了するまでの間に、誤って受取人口座に振り込まれた金銭分の預金について権利行使をすることを許せば、被仕向銀行に調査等手続を採る利益を認め、受取人に告知義務を認めておきながら、一方で、その告知義務に違反する受取人が被仕向銀行の調査等手続を採る利益を侵害する行為を許すことになり」、「平成一五年判例の趣旨を没却することになる」

「信義則に基づいて受取人に告知義務を認めたのと同

様、告知義務に違反している受取人が、誤って受取口座に振り込まれた金銭分の預金について権利行使をすることは、信義則に基づき許されないというべきである」

「本件各入力行為によつて入力された情報は、被告人が直接入力した被告人口座の情報等だけでなく、その前提として、本件送金行為等が正当な権利行使であるという情報も含まれているものと解され」、「本件送金行為等が正当な権利行使でないにもかかわらず、本件送金行為等が正当な権利行使であるという情報をB銀行の電子計算機に与えているのであるから、本件各入力行為は、電子計算機使用詐欺罪の『虚偽の情報を与えた』に該当する」として、被告人に電子計算機使用詐欺罪の成立を認め、懲役三年執行猶予五年の刑に処するとした。

これに対し、被告人の側より、告知義務について①被告人による告知がなくても、振込依頼人や本件仕向銀行の申告により、本件誤振込に係る債権が成立することを判断でき、調査等手続を執る利益は認められず、被告人には信義則上の告知義務は認められない、②誤振込があったことを告知して振込依頼をする場合と告知しない場合とでその後の手続がどのように異なるのか、社会通

念上別個の払戻しに当たるといえるかどうかを具体的に検討していない、③被仕向銀行に誤振込の事実を知る必要があり、それが刑事罰によつて保護されるべき程に強いものであれば、振込依頼人と受取人との間の原因関係をめぐるトラブルに銀行を紛争に巻き込むことになること、虚偽の情報を入力した該当性について④被告人が入力した情報は、自己の預金口座について、自己のパスワードを使用して、有効に成立した預金残高の範囲で送金依頼等をしたものであり、虚偽の情報を入力していない、⑤刑法二四六条の二にいう「情報」に、B銀行が利害関係を負わない「原因関係の有無」までは含まれないにもかかわらず、第一審が預金契約の原因関係まで取り込んで刑法二四六条の二の「虚偽の情報」に当たるとの判断は、罪刑法定主義にも違反する、⑥B銀行の普通預金規定等は、払戻請求者が「正当な権限」を有することを求めているが、それは主体の同一性の問題であり、預金成立時の原因行為の有無などの確認を求めていること等を理由として控訴がなされた。

二 判決要旨

控訴棄却

「平成一五年判例が指摘する銀行実務において、受取人が誤った振込があるとの認識を有していることを被仕向銀行に明らかにすることが前提とされており、受取人による告知は、受取人が誤振込であると認識していることを被仕向銀行が知ることに重要な意義がある」

「被仕向銀行が上記確認、照会等を行うに先立ち受取人が被仕向銀行に対し誤振込がある旨告知していることから、上記確認、照会等により誤記帳や誤発信は認められず預金債権が成立すると判断される場合にも、関係者の共通理解の下で、組戻し手続その他紛争を生じさせない円滑な処理が進められることとなるものである」

「原判決の説示には、振込依頼人から誤振込である旨の申出を受けたにすぎない本件被仕向銀行が本件振込を誤振込であると判断できたかのような言辞がみられ、また、本件被仕向銀行が知る必要のある事実が原因行為に関する事情であるかのようにとられかねない適切さを欠く説示部分もみられないではないものの」、「本件被仕向

銀行が誤振込の事実を実際には知っているという事情があったとしても、上記銀行実務の目的達成のために、被告人が原因行為の有無等についてどのように認識しているかをなるべく早く知る必要があるから被告人に告知義務が認められるとの判断を示しているのであり、その判断の核心部分は前述したところの趣旨に沿った判断と解することができるのである。そのような原判決の判断に誤りがあるとはいえない」

「誤振込があったことを受取人が告知すれば、被仕向銀行は、直ちに受取人に対し組戻し手続に応じるよう説得でき、受取人がこれに応じず払戻請求等をする場合も、受取人が誤振込である旨認めている事実を踏まえ、組戻し手続に応じさせるための説得に時間をかけて払戻し等に応じる時期を遅らせるとの判断をし、場合によっては受取人の権利行使を拒否するといった判断をすることも可能であるのに対し、振込依頼人から誤振込であるとの申出がされたにとどまり受取人から告知がされないまま払戻請求等を受けた場合、被仕向銀行は、受取人に対し直ちに組戻し手続に応じるよう説得することはできず、振込依頼人から誤振込の申出がされたということを告げ

た上で受取人の認識を確かめることができるにとどまると考えられるのである。このように、被告人が誤振込であると告知するか否かで、その後の被仕向銀行が執る手続が質的に異なってくることは明らかである。

「所論がいう『調査』の対象は、その主張内容からして振込依頼人と受取人との原因関係の有無そのものをいうものと解され、前述したとおり、原判決にはそのようなとられかねないような適切さを欠く説示部分があるものの、被告人に認められる告知義務の内容は本件振込が誤振込であることの認識であり」、「銀行実務の在り方からすれば、上記告知義務によって本件被仕向銀行に対し原因関係の調査を求めることにはならないことは明らかというべきである」

「被告人の告知義務を否定した場合」、「本件被仕向銀行において、被告人が誤振込である旨の認識を有していることを知ることができないまま、被告人から債務不履行責任を追及されるリスクを負担して権利行使を拒否するか、振込依頼人から損害賠償請求を受けるリスクを負担して被告人の権利行使に応じるかの判断を迫られるのである。被告人の告知義務を否定する所論は、むしろ、

本件被仕向銀行を振込依頼人と受取人との原因関係をめぐる紛争に巻き込み、振込依頼人や受取人ほか関係者間の無用の紛争を招くものであり、ひいては安全な振込送金制度の円滑な運用を妨げるものであるといわざるを得ない」

「被告人が、振込依頼人から告げられて誤振込の事実を十分に承知していながら、その日のうちに自己の用途に費消するため誤振込に係る債権を行使したという本件事実関係をみれば」、「信義則上も条理上からしても、被告人が誤振込の事実を知った以上直ちに告知すべき義務があつたという原判決の判断が不当で誤りがあるなどとはいえない」

「支払委託や振込依頼の各手続は、通常の利用者すなわち権利行使に当たり告知義務が必要であるなどといった何らかの制限を有していない者であることが当然の前提として求められているのであって、当該手続内で告知を求められない、告知内容を入力する場面がないといった事情は、告知義務を課せられた者が果たすべき義務を否定する理由にはおよそならない」

「本件において、被告人が情報を入力した電子計算機

は、利用者が銀行職員等と対面することなく即時に支払委託や振込依頼を行う手続を支えるものであって、そのような手続を安全円滑に機能させるためには、その利用者は権利行使に当たり告知義務が必要であるなどといった何らかの制限を有していない者であることが当然の前提として求められていると解されるのである。したがって、被告人が上記電子計算機に振込依頼等をする情報を入力した以上は、権利行使に何ら制限のない権利者として権利を行使する旨の情報を入力したことになるとみるべきであり、原判決が、直接入力した情報等だけでなく、その前提として、本件送金行為等が正当な権利行使であるという情報も含まれていると解し、本件送金行為等が正当な権利行使ではないにもかかわらず本件各入力行為を正当な権利行使であるという情報を与える入力操作をしたと判断したことに誤りはない」

「受取人が被仕向銀行に対し誤った振込があるとの認識を告知することは被仕向銀行にとって必要な情報であり、平成一五年判例がいう確認、照会等の手続を含む銀行実務に照らし手続上の重要な要素というべきであって、そのような事柄を踏まえた上、被告人に告知義務を認め、

本件送金行為等が正当な権利行使とはいえないとの判断を示し、被告人に電子計算機使用詐欺罪の成立を認めた原判決に事実の誤認あるいは法令適用の誤りがあるなどとは認められない」

三 本判決の検討

1. はじめに

本件は、事件の経過が各メディアにおいて詳細に報道され世論の高い関心を集めるとともに、刑法学上においても、誤振込につき、電子計算機使用詐欺罪（刑法二四六条の二。以下、「本罪」と呼ぶことにする。）の成否が争われた初めての事案として、議論が活発に交わされている。同罪は、電子計算機を使用する場面における詐欺罪の補充類型とされている^①。

本判決を検討するに際し、検討すべき論点は次の二点である。

第一に、本罪における「虚偽の情報」の意義とは何かである。被告人は、自己名義の口座において、自己の口座番号とパスワードを用いている。送金行為にあたって

は、誤振込でないことを告知する場面が存在していない。そうすると、その二つの情報は、それ自体は正しい情報であるから、「虚偽の情報」に当たらないのではないか、という疑問が生じる。

第二に、誤振込事案における受取人の被仕向銀行に対する告知義務についてである。本件においては、B銀行は阿武町から誤振込の連絡をすでに受け、誤振込にかかる事実関係を把握したうえで、組戻しの準備を整えていた。そのような事情は、誤振込事案に関する従来の裁判例における事例とは異なる。そうした場合においても、被告人は被仕向銀行に対し告知義務が生じるかが問題となる。

2. 「虚偽の情報」の意義

1) 立法担当者と判例における「虚偽の情報」

立法担当者によれば「虚偽の情報」とは、「当該事務処理システムにおいて予定されている事務処理の目的に照らし、その内容が真実に反する情報」であるとされる^②。

判例においても、「虚偽の情報」に関し、次のような

判断が下されている。東京高判平成五年六月二九日高刑集四六卷二号一八九頁は、上記の趣旨を引用したうえで、信用金庫の支店長が、自己の個人的債務の支払いのため、支店備付けの電信振込依頼書用紙等に受取人、金額等所要事項を勝手に記載するなどし、支店係員に振込入金等の電子計算機処理をさせた事案について、金融実務における入金、振込送金等に即していえば、「入金等の入力処理の原因となる経済的・資金の実体を伴わないか、あるいはそれに符合しない情報」が「虚偽の情報」にあたるとして本罪の成立を肯定した。

最決平成一八年二月一四日刑集六〇卷二号一六五頁（以下、「平成一八年判例」と呼ぶことにする。）は、自己の携帯電話で、窃取したクレジットカードの名義人名、番号、有効期限を、電子マネーの販売等の事務処理に使用する電子計算機に入力送信して、電子マネーの利用権を得た事案について「本件クレジットカードの名義人による電子マネーの購入の申込みがないにもかかわらず、本件電子計算機に同カードに係る番号等を入力送信して名義人本人が電子マネーの購入を申し込んだとする虚偽の情報を与え、名義人本人がこれを購入したとする

財産権の得喪に係る不実の電磁的記録を作り、電子マネーの利用権を取得して財産上不法の利益を得たものというべきである」として、本罪の成立を認めた。

2) 学説状況

学説においては、「虚偽の情報」をめぐり、見解が分かれている。

第一に、本罪が成立するためには、「他人の事務処理に使用される電子計算機」に「虚偽の電磁的記録」を現実に提供したことが必要であるとする見解である（本稿では「イ説」と呼ぶことにする^③）。虚偽性は、入力情報以外の事情をふまえて実質的判断をするべきではなく、電子計算機にとつては認識不可能である、システム上検知できない情報を考慮するべきではないと主張する^④。

第二に、実質的・合理的な解釈により虚偽性を判断する見解である（本稿では「ロ説」と呼ぶことにする）。この見解によれば、「虚偽の情報」か否かを判断するにあたり、「予定されている事務処理の目的」を基準とする場合、「処理の結果、財産権の得喪または変更を受けずすべての者」が本罪によって保護されることになる

される。すべての者の納得を得るには、虚偽性の判断は、むしろ非意思的な客観的基準によるべきであり、利益移転の原因行為としての許容性という観点から、客観的な制度趣旨に照らして虚偽性を判断すべきであると主張する。そのうえで、「システムにおいて予定されている事務処理の目的に照らして」虚偽性が判断される。このとき真実と異なるかの判断においては、「内容それ自体から認識不可能な事情」も考慮される^⑤。

この場合、実質的解釈の限界が問題となる。同説によれば、例えばクレジットカードを利用する場合に、事務処理目的に照らして情報に意味づけがなされるという観点から、クレジットカード情報の入力には、支払意思・能力があることも付随し、それが表示されているとする^⑥。決済システムへ関与するにあたっては、支払い意思・能力のある者の利用が前提とされている。したがって、クレジットカード番号等の入力において、支払い意思・能力は、情報の一内容を構成し、これがない場合は虚偽性が認められることになるとされる。

第三に、本罪が想定している自動取引の構造に注目する見解である（本稿では「ハ説」と呼ぶことにする^⑦）。

この見解は次のようにいう。自動取引においては、「どのような条件が満たされたときに取引を行うか」があらかじめ決定されている。それゆえ、個別の取引は機械的・非意思的な決定である。それゆえ、個別の自動取引においては、システムの設計時に、多様な情報に反応する可能性があらかじめ放棄されているとされる。情報システムの設計上、真実性が前提とされている事項、例えば法令や規約、物理的制約は、「虚偽の情報」か否かを判断する際に考慮される一方、それらに含まれない事情は、「虚偽の情報の画定」には用いることができないことになる。

3) 正当な権利行使と「虚偽の情報」の該当性

本判決は、被仕向銀行の「電子計算機は、利用者が銀行職員と対面することなく即時に支払委託や振込依頼を行う手続きを支えるもので」、安全円滑に機能させるためには、「利用者は権利行使に当たり告知義務が必要であるなどといった何らかの制限を有していない者であることが当然の前提として求められている」のであると判示している。前者は、システムにおいて予定されている

事務処理の目的について、後者は、情報を構成する事情について、それぞれ判断している。

「虚偽の情報」の該当性について、上述した各見解を当てはめると、口説では該当性が認められ、イ、ハ説では否定される。

このうち、弁護側はイ説の立場に立っており、本判決の説示は、口説の立場に立つものと考えられる。

口説の場合には、入力情報の範囲は継続した普通預金契約に基づく預金取引において、「取引上重要な事実」に当たるもので、「内容それ自体からは認識不可能な事情」も考慮される。そのためネットバンキングのシステムにおいては、画面上に表示される、表現形式としての自己名義口座の番号やパスワードそれ自体ではなく、意味内容としての「正当な権利行使であるという情報」にあると考えられる^⑧。この立場からは、権利行使に当たり告知義務などといった制約がないことという事情も、情報の内容を構成する要素として認められることになる^⑨と思われる。そうすると「システムにおいて予定されている事務処理の目的」において、正当な権利行使者による取引が前提とされ、権利行使に告知義務という制約が課

されていることは、真実に反する情報であるから、虚偽の情報と評価することとなる。

本件においては、先行する判例である平成一八年判例において述べられた虚偽性に関する判断が主体の同一性に限定されるのかについても争われたが、本判決では「人格の同一性を偽った場合に虚偽の情報を入力したことになる」と理解されるにしても、虚偽の情報がそれに限定されると説示しているとは解されない」と判示している。この点に関し平成一八年判例の調査官解説によれば、「情報」に関して、真実性の判断は「当該入力行為により実現しようとする財産的な取引を全体としてとらえる」とするので、本判決においては、これを限定的に捉える趣旨は読み取れない。したがって、本判決と平成一八年判例との間の整合性は保たれていると思われる。以上のように理解すれば、被告人に告知義務が存在する場合、この事情は、真実性を前提とする「取引上重要な事実」ということになる¹¹。

被告人による本件送金行為は、正当な権利行使であるかのように、自己の口座関連情報を電子計算機に与えているから、本罪における「虚偽の情報を与える行為」に

該当するといえるだろう。

なお、告知義務に関しては、本罪の成立条件上の位置づけが明らかではないといった疑問も向けられている¹²。

しかし、本罪の成否において直接問題となる実行行為は、被告人が被仕向銀行の電子計算機に対し、告知義務があるといった制約がない正当な権利行使かのように情報を入力送信したことである。ゆえに、本事案において、被告人がした本件送金行為等に係る入力行為が、「虚偽の情報を与える行為」であることに変わりはない¹³。

3. 「告知義務」に係る諸事項について

1) 誤振込と預金債権の成否

法律上の原因関係の存在しない誤振込による預金の帰属に関して基礎となるのが、平成八年判例である。

受取人に債務があり、債権者が誤振込金額相当の預金債権を差し押さえたことに対し、振込依頼人が行った第三者異議の請求について「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相

当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である」とし、「振込依頼人は、受取人に対し、右同額の不当利得返還請求権〔民法七〇三条〕を有することがある」とどまるとする（□内は筆者が加筆）。

平成八年の調査官解説によれば、振込手続は原因関係から無因的・機械的に処理されるところにその本質があり、「銀行は、大量かつ迅速に振込の事務を処理すべき立場にあり」、「振込委託があつてもそれが正当な原因関係に裏付けられるものかどうか判断できないし、判断すべきでもない」とする¹⁴。そして、平成八年判例は「受取人と銀行間の普通預金契約においては振込があれば、その原因関係の有無・内容を問うことなく、それを原資として預金契約を成立されるという趣旨を包括的に定めていると解釈するのが妥当である」として、第三者の権利保護と銀行側が負うリスクの回避を重視した立場を示す。

2) 平成一五年判例の理論構成

預金の無因性を重視し、受取人に預金債権の成立を認めるとすると、受取人が誤振込金額相当分の払戻請求を

行い、払戻しを受けることも正当な権利行使にすぎないとも考えられる。だとすれば、従前の判例¹⁶のように詐欺罪が成立するのかが問題となる。

平成一五年判例は、誤振込の事実を知る受取人が、その事情を秘したまま銀行の窓口で払い戻しを受けた事例であった。平成一五年判例は、以下の理由から詐欺罪の成立を認めている。

第一に「銀行実務では、振込先の口座を誤って振込依頼をした振込依頼人からの申出があれば、受取人の預金口座への入金処理が完了している場合であっても、受取人の承諾を得て振込依頼前の状態に戻す、組戻しという手続が執られている」。

第二に「受取人から誤った振込みがある旨の指摘があった場合にも、自行の入金処理に誤りがなかったかどうかを確認する一方、振込依頼先の銀行及び同銀行を通じて振込依頼人に対し、当該振込みの過誤の有無に関する照会を行うなどの措置が講じられている」とする。これらの措置は、「普通預金規定、振込規定等の趣旨に沿った取扱いであり、安全な振込送金制度を維持するためには有益なものである上、銀行が振込依頼人と受取人と

の紛争に巻き込まれないためにも必要なもの」で、「振込依頼人、受取人等関係者間での無用な紛争の発生を防止するという観点から、社会的にも有意義なものである」とする。したがって、銀行にとって、払戻請求を受けた預金が誤った振込みによるものか否かは、直ちにその支払に應ずるか否かを決する上で、重要な事柄であるとする。

第三に受取人には銀行との間で普通預金取引契約に基づき継続的な預金取引を行っている者として次のような義務を負う。「自己の口座に誤った振込みがあることを知った場合には、銀行に上記の措置を講じさせるため、誤った振込みがあつた旨を銀行に告知すべき信義則上の義務がある」とする。「社会生活上の条理からしても、誤った振込みについては、受取人において、これを振込依頼人等に返還しなければならず、誤った振込金額相当分を最終的に自己のものとすべき実質的な権利はない」とし、告知義務があることは当然であるとする。

(1) 「組戻し」の意義

平成一五年判例によれば、銀行が組戻しに向けた措置

を講ずること自体に、一定の利益を認める。⁽¹⁷⁾

実務では、被仕向銀行が入金記帳後に受取人の承諾を得て、組戻し手続を行う場合が圧倒的多数であるとされ、平成一五年判例がいう組戻しはこの手続を指している。⁽¹⁸⁾ この場合の組戻しは、受取人による再振込と理解でき、⁽¹⁹⁾ 受取人の承諾のない組戻しは無効であるので、⁽²⁰⁾ 承諾によって自行のリスクを回避した上で振込依頼人の利益への配慮を行う、簡易的な紛争解決手段とされる。⁽²¹⁾

平成一五年判例の調査官解説によれば、入金記帳後の組戻しの制度について、振込み規定で認められていること、その実質は不当利得返還請求権の行使であり、受取人も「これを拒否することはできないだろう」と述べ、こうした「組戻しが有している不当利得返還請求としての実質や同制度が果たしている機能に着目すれば、受取人の預金払戻請求に対し、被仕向銀行において、事実上預金の払戻しを留保し、振込依頼人からの組戻し依頼を待つということも、それが相当な期間である限り、安全な振込送金制度を維持するための合理的な銀行実務の運用といえるのであって、被仕向銀行においてそのような措置を採る利益も、刑法上保護されてよい」との理解を

示している。⁽²²⁾

(2) 「調査、照会の利益」

平成一五年判例の調査官解説は、被仕向銀行は受取人から誤振込の申し出があった場合、当該振込金額相当分の預金の払戻しを一時停止して、自行の過誤の有無、仕向銀行や振込依頼人への照会あるいは復元的な措置を行うのであって「漫然と支払に依拠しているわけではない」と指摘する。また、こうした調査や復元的な措置を採る利益は刑法上保護されてよいし、被仕向銀行には、預金債権の成否に直結する過誤の可能性がある場合には調査、照会を尽くす義務があるとする。⁽²³⁾ さらに受取人も、普通預金規定上、調査等に必要合理的期間は誤振込金額相当分の預金の払戻しができない受忍義務があると解している。⁽²⁴⁾

(3) 信義則上の告知義務

平成一五年判例の調査官解説はこの点について、受取人は被仕向銀行との間で預金契約を締結することにより、継続的な預金取引を行っており、銀行が行う措置の必要

性、有用性からみれば、調査を行わせるため、被仕向銀行に対し信義則上の告知義務があると述べる。

このため、事情を秘して調査や照会、組戻し手続きの機会を与えることなく、直ちに預金の払戻しをさせる行為は、詐欺罪の予定する欺罔行為と評価できるとする。⁽²⁵⁾

(4) 「社会通念上別個の支払」

平成一五年判例によれば、払戻手続の過程で存在する調査、照会等の利益の侵害によって、詐欺罪を基礎づける法益侵害性を認める。この場合、調査によって全事情が明らかになった結果、銀行の事務処理に過誤がない場合には、受取人の請求に応じざるを得ないとも考えられる。そうすると、詐欺罪の成立に必要とされる、財産上の損害について、実質的に考慮する傾向にあるとされる判例との整合が問題となる。⁽²⁶⁾

最判平成一三年七月一九日刑集五五卷五号三七一頁（以下、「平成一三年判例」と呼ぶことにする。）によれば、請負人が欺罔により、請負代金を本来より早く受領した事案に関し、詐欺罪の成立には「欺罔手段を用いなかった場合に得られたであろう請負代金の支払とは社会

通念上別個の支払に当たるといい得る程度の期間支払時期を早めたものであることを要する」と判断している。

しかし、平成一五年判例における、組戻手続などの復元的措置に向けた、銀行による調査や照会の期間は、平成一三年判例が判示する支払が早められた期間と比べるとわずかであり、その調査や照会の後は、受取人は直ちに払戻しを受けうる。この問題について、平成一五年判例の調査官解説は、支払を早めた期間だけに着目すれば、社会通念上別個の支払に当たるとはいえないことを認めている。そのうえで、預金債権の成否は銀行の調査・照会の結果、明らかになるとした上で、そこにおいて預金債権の成立が否定される可能性がある以上、調査、照会等の手続きを経たか否かによって「質的に全く異なる」といえるため、「社会通念上の別個の支払」にあたる²⁷とし、平成一三年判例とは異なる理由づけを行った。それは支払時期が早められたかどうかではなく、手続きを経たか否かという点である。

(5) 平成八年判例と平成一五年判例との整合性
平成一五年判例の調査官解説には、平成八年判例との

整合性について、次のように述べられている。

①平成八年判例は、受取人と被仕向銀行との間に預金債権が成立することを認めたにとどまり、受取人の払戻請求が欺罔行為に当たらないとか、払戻しに応じた窓口係員の錯誤がないことまでは判示していないこと、②受取人と被仕向銀行との間に預金契約が成立し、受取人がその預金債権を行使できることを前提にした上で、その行使に信義則上一定の制約を課したにすぎないという点で、詐欺罪を肯定しても、平成八年判例とも整合性が保たれるとする²⁸。

このような立場から、平成一五年判例の調査官解説は、平成八年判例の後に示された、権利濫用による詐欺罪を認める見解²⁹に対しては疑問があるとし、受取人の払戻請求を権利の濫用とするかについて、否定も肯定もしない態度をとっている³⁰。

3) 権利濫用と財産犯の成否

(1) 平成二〇年判例の判断構造

前述の通り、平成一五年判例によれば、誤振込された預金について受取人が銀行に対して払戻請求をすること

が、権利の濫用に当たるかどうかについて、肯定も否定もしていない。

平成二〇年一〇月一〇日民集六二卷二三六一頁（以下、「平成二〇年判例」と呼ぶことにする）における事案は以下のようであった。

Wとその夫Xの通帳や届出印などをYらが窃取し、その後、仕向銀行に存在するXの定期預金を解約したことによって得た預金を、Wの被仕向銀行にある普通預金口座に振込んだ上で、Yの依頼を受けたZが同口座から払い戻した。

最高裁は、Wの預金に対する払戻し請求を権利の濫用と判断した原審を、以下の理由から差し戻した。

まず、「受取人が振込依頼人に対して不当利得返還義務を負う場合であっても、受取人が上記普通預金債権を有する以上、その行使が不当利得返還義務の履行手段としてのものなどに限定される理由はない」とする。そうすると、「振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在しない場合において、受取人が当該振込みに係る預金の払戻しを請求することについては、払戻しを受けることが当該振込みに係る金員を不正に取

得するための行為であって、詐欺罪等の犯行の一環を成す場合であるなど、これを認めることが著しく正義に反するような特段の事情があるときは、権利の濫用に当たるとしても、受取人が振込依頼人に対して不当利得返還義務を負担しているというだけでは、権利の濫用に当たるといふことはできない」とする。

以上の通り、最高裁は、Wが「本件振込みに係る預金について払戻しを請求することが権利の濫用となるような特段の事情があること」がうかがわれず、「本件普通預金について本件振込みに係る預金の払戻しを請求することが権利の濫用に当たるといふことはできない」と判示し、権利の濫用を認めた原審を破棄差し戻しとした（その後、銀行がWに支払をする形で和解が成立したといわれている³²）。

(2) 権利濫用と財産犯の成否

平成二〇年判例の調査官解説は、平成一五年判例について、預金債権の行使を権利の濫用として払戻権限がないから詐欺罪を成立させたものではないとの理解から、誤振込における権利濫用肯定説に否定的な姿勢を示して

いる。⁽³³⁾ その一方で、振込制度を利用した犯罪との関係についての検討では、振り込め詐欺等における受取人の預金債権行使に限らず、誤振込の事情を秘して払戻しを請求することが欺罔行為にあたるとすれば、⁽³⁴⁾ その場合の預金債権の行使も権利の濫用と評価できるとする。

こうした平成二〇年判例の調査官解説の見解に対し、民商法の研究者や、実務家からは、平成二〇年判例の判示において、権利の濫用とされる範囲が不明瞭であるという指摘がなされている。⁽³⁵⁾

①平成二〇年判例は、平成八年判例の立場を堅持しつつ、平成一五年判例が示さなかった権利濫用となる事情を例示し、⁽³⁶⁾ 両判例の理論的整合性を明らかにしたと意義づける。⁽³⁶⁾ ②平成二〇年判例において言及された、権利濫用となる事情が、詐欺罪を構成するのであれば、その事情は平成一五年判例において示された銀行の「調査、照会等の利益」を侵害し、「社会通念上別個の支払」となるものなので、平成一五年判例を超える意味がないと述べる。⁽³⁷⁾

そのほか③夫Xによる定期預金に関する別の訴訟が進行していたという背景から、原審が、妻Wと夫Xの請求

による二重取り問題や銀行間において紛争が発生する問題を念頭におく見解がある。この見解は、平成八年判例に従えば、原因関係のない場合でも預金債権が成立し、WとXの二つの債権は併存し得るが、原審がこれを認めず、Wの請求を権利濫用としたため、最高裁がこれを排斥したのであり、それ以上の積極的な意味は見いだせない⁽³⁸⁾と指摘する。また、平成二〇年判例を「『原因関係の存在しない振込において、受取人の払戻請求は権利濫用にならない』というように過度に一般化することには慎重であるべき」との意見がある。⁽³⁹⁾

これに対し次のような見解がある。

①原因関係のない預金債権の成立にそもそも否定的な立場からは、原因関係のない振込において受取人の外見的地位が強化され、これによって、銀行側は「組戻し」の対象になるという理由により払戻請求を拒絶することが困難となり、その結果、Wの払戻請求が欺罔行為に該当することになる。それゆえ、平成二〇年判例によって、平成一五年判例の意義が失われていくと批判する。⁽⁴⁰⁾

②受取人の預金債権について、その権利行使には制約がないとする立場からは、Yらを真の振込依頼人である

と仕向銀行係員が誤信した、誤発信の事例であるとする。平成二〇年判例は、その場合にも、受取人の預金債権は有効であり権利濫用とは判断しなかった。これにより、銀行に過誤がある場合でも預金債権は成立し、銀行側においては過誤を調査、照会する利益はなく、財産上の法益侵害性がない以上、詐欺罪や他の財産犯の成立も否定され、平成一五年判例は変更されるべきであると主張する。⁽⁴¹⁾

このように、平成二〇年判例の意義やその射程によって生じる、平成一五年判例への影響に関して、学説においては様々な主張が交わされている。よって、平成二〇年判例の判示を一般化することには慎重な姿勢が求められる。

4) 学説状況

学説は、平成一五年判例の事例について、詐欺罪を肯定する見解と詐欺罪の成立を否定する見解に分かれる。

第一に、詐欺罪の成立を認める立場は次の論拠を提示する(本稿では「A説」と呼ぶことにする)。

①平成八年判例は第三者異議を退けたものにとどまり、

刑罰的には、本来権限のない受取人の払戻請求権を正面から認めたものではないと解すべきであるとして、受取人による事情を秘した払戻しにつき、詐欺罪を肯定する。この見解では、平成八年判例により肯定された受取人の預金債権は、銀行を媒介した振込み送金制度の維持という大局的観点から認められた例外的な権利であると解する。したがって、振込み送金制度を悪用する場合、刑法からは違法評価が下され、その結果、誤振込相当の金額を終局的に保持する権利が否定される。その保持を目的に銀行に支払いを申し立てる行為は、被仕向銀行に対する欺罔行為に該当するとされる。⁽⁴²⁾

このほかに、②銀行側は最終的に成立した預金債権の払戻しに應じざるを得ないが、実務上、漫然と応じてはしないことに注目する見解がある。銀行側は、関係者間の紛争に巻き込まれることを回避するべく、事実関係の確認や組戻しを行うよう、受取人を説得するなどの一定の働きかけに出ることが可能であり、社会的に期待されるところとする。⁽⁴³⁾したがって誤振込の事情を秘して払戻しを受けることは、これらの措置の可能性を奪い、銀行側の利益を侵害する。この見解によれば、受取人の払戻権限を

認めつつ、それには一定の制約が課されている。こうしたことから、銀行に対する詐欺罪が認められるとする。⁽⁴⁵⁾

第二に、詐欺罪の成立を否定する立場に立ち、占有離脱物横領罪の成立を認める見解は、次のような論拠を示している（本稿では「B説」と呼ぶことにする）。

この見解によれば、受取人は預金債権を取得し、誤振込金にも受取人による法律上の占有を認める。銀行口座にある預金債権は、銀行の同意を得ずとも、受取人がいつでも処分可能であり、それを行使する時点において、行使それ自体に制限がない場合には、受取人の占有を肯定することができるという。⁽⁴⁷⁾ 誤振込の場合、預金口座の金銭については、振込依頼人と受取人との間に委託関係がなく他人の物を占有するに至ったものとして、釣銭詐欺や誤配達の場合と同じように解する。⁽⁴⁸⁾

また、流動性のある金銭や預金債権も、価値として特定可能であり、物権的返還請求権が認められ得るという民法上の議論を軸に、刑法上においても特定可能な金銭的価値に有体性を認め、横領罪が成り立ちうるとする見解がある。⁽⁴⁹⁾ この見解では、預金債権の成立は振込入金毎に觀念され、帳簿上、誤振込に係る入金とそれ以外の入

金は区別して把握可能であるとする。それゆえ、価値に対する支配という意味で物権が認められるという。この意味で特定された金銭的価値には銀行側による事実上の占有と受取人による預金に対する占有が認められる。一方で、物権としての有体性により、銀行や受取人等とは別に、元々の原資を有する振込依頼人にも優先的な追求権が分属している状態があるとする。⁽⁵⁰⁾ このため、受取人による誤振込金額相当分の金銭の処分は、振込依頼人に対する物権的権利侵害として占有離脱物横領罪を基礎づけることができる主張する。ともあれ占有離脱物横領罪が成立するという見解は、占有離脱物横領罪の成立を主張することそのものに主眼があるのではなく、まずもって詐欺罪の成立を否定することに主眼があると思われる。⁽⁵¹⁾

第三に、受取人について犯罪不成立とする見解（本稿ではC説と呼ぶことにする）⁽⁵²⁾ がある。この見解では、平成八年判例により原因関係に関わらず、預金債権が成立する以上、受取人による、預金債権の処分は妨げられないとし、受取人の払戻請求などの権利行使に対する詐欺罪、その他の財産犯の成立を否定する。

5) 「告知義務」についての検討

告知義務は本罪における「情報」を構成する事情である。それは受取人の権利行使における制約として存在し、告知義務に違反することは、権限行使が正当なものではなく、本件送金行為が、真実に反する情報の入力であることを基礎づけている。そのため、本件において本罪が成立するためには告知義務が肯定される必要がある。

(1) 先行判例との関係

本判決において、弁護側の所論に答える中で、先行する各判例に関する裁判所の理解を次のように述べている。平成八年判例について、この訴訟は、振込依頼人による第三者異議を提起したものであり、「受取人が成立した債権について権利行使した事実ではない」との理解を示す。

次に平成二〇年判例については、受取人が被仕向銀行に対し払戻請求をしているものの、「その請求は第三者によって払い出された自己の金銭の取戻しの側面を有していた事実」であるとして、事案の特殊性を指摘する。そして、「各判例共に、誤振込金一般について、受取人

が民法上無制約に権利行使可能であるとは判示していない」と解している。

平成八年、平成二〇年の各判例の判断は銀行側の負うリスクが念頭にあって、受取人による不当利得の費消を許すものではない。さらに、平成二〇年判例は判例の意義について見解が分かれており、この点からも本判決の判断は不合理な理解とはいえないだろう。

ただ、平成二〇年判例が、事案の特殊性から本判決の判断構造に影響しないという立場をとっている点について触れておきたい。確かに、原因関係のない預金の払戻しと権利濫用の関係について、最高裁の立場が明瞭ではないと考えれば、本判決が被告人の本件送金行為等について権利濫用に当たるかどうかの明示的な判断を避けることは、ただちに不合理とはいえない。

しかし、本判決が受取人の告知義務を肯定するにあたり、「振込依頼人から告げられて誤振込の事実を十分に承知しているが、その日のうちに自己の用途に費消するため誤振込に係る債権を行使した」という悪質性を指摘したことを考えると、被告人のように賭博行為の資金として誤振込金を費消する行為は、平成二〇年判例の

「これを認めることが著しく正義に反するような特段の事情」として、権利濫用と評価され得るのではないかと思われる。

以上のように、誤振込に関する詐欺罪の成否に影響する先行判例の理解に関して、本判決の理解は整合性が確保され妥当といえるものの、若干の疑問が残る。

(2) 「調査、照会の利益」と告知義務

本判決が引用する平成一五年判例では、受取人は、銀行との間で普通預金取引契約に基づき継続的な預金取引を行っている者として、自己の口座に誤った振込があることを知った場合には、銀行に受取人の承諾を得て振込依頼前の状態に組み戻す措置を講じさせるため、誤った振込があった旨を銀行に告知すべき信義則上の義務があると解されるのであり、また、社会生活上の条理からしても、誤った振込については、受取人において、これを振込依頼人等に返還しなければならず、誤った振込金額相当分を最終的に自己のものとすべき実質的な権利はないのであるから、前記告知義務があることは当然といふべきであると判示する。

本判決では、本件のように依頼人や仕向銀行から誤振込があったとの申し出がなされ、被仕向銀行が誤振込の事実を実際に知っていたとしても、安全な振込送金制度を維持するために、被仕向銀行は受取人が「原因行為の有無等についてどのように認識しているか」をなるべく早く知る必要があるから、誤振込の事実を受取人が被仕向銀行に申し出ていない限りは、信義則上も条理上も、これを告知すべき義務は否定されないとしている。また、仕向銀行を含む他の関係者に対しても照会等を経た上で、「関係者の共通理解の下」で「紛争を生じさせない円滑な処理」が進められるべく、調査等の手続を執る利益が認められている。⁵³ 以下、具体的に検討する。

第一審の判例評釈においては、受取人が預金債権を行使した時点で、すでにB銀行が阿武町から事実関係の連絡を受けて事態を把握して組戻しの準備を整えており、銀行側の過誤の可能性がなく、預金債権の成立が明らかであるために調査、照会の利益がないとして、受取人の告知義務を否定する立場が有力である。⁵⁴ 加えて本件では地方公共団体による高額の振込であるため、B銀行が誤振込の事実を認識できる余地があると指摘する。⁵⁵ さらに

に、第一審の判示が、組戻しを拒否した場合に説得を試みることや、振込依頼人との話し合いを促すなどの処理の検討がなるべく早期にできるといった、振込制度の安全を維持するために銀行の公共的役割の期待を詐欺罪の実質的処罰根拠において考慮する重要事項と考えているのであれば、平成一五年判例の「調査、照会の利益」を越えた事実的で曖昧な利益を詐欺罪により保護するもので、すでに限界事例である平成一五年判例の処罰範囲を拡張すると批判する⁵⁶。

本判決においては、平成一五年判例にて言及された銀行実務の目的から、入金記帳後の組戻し手続きを誤振込の申し出が振込依頼人によるものと、受取人によるものに分けて説明し、どちらも振込依頼人と受取人双方の認識が必要であることを指摘する⁵⁷。そして、被仕向銀行の「確認、照会等により誤記帳や誤発信は認められず預金債権が成立すると判断される場合にも、関係者の共通理解の下で、組戻し手続その他紛争を生じさせない円滑な処理が進められることとなる」とした。すなわち銀行実務の目的達成には、受取人、振込依頼人、仕向銀行そして被仕向銀行という「関係者の共通理解」がなければなら

らず、その後何らかの手続により不当利得は返還されることが前提であると判断している。ここにいる共通理解の内容とは、預金債権が誤振込によるものであると認識し、銀行の組戻し等の手続きによつて誤振込金額相当の預金が最終的に振込依頼人のもとに還元されるという一連の取組みが共有化されることである。この取り組みによつて、受取人は不当利得返還請求などの法的紛争を回避でき、仕向銀行と被仕向銀行においては、振込送金制度の信頼が維持されることによる利益を得ることができ

る。入金記帳後の組戻しは受取人の承諾なしに実施することはできない。したがって、本判決が、平成一五年判例の示した銀行実務の目的を達成するために、誤振込事案に関わる各関係者が預金債権に対する認識とその後の対応について理解していることが必要であることを指摘したのは重要である。

上記の共通理解を確立するためには受取人による告知義務が必要であり、これは被仕向銀行が事情を既に知っている場合でも同じである。

銀行実務の目的に関する本判決の理解は、平成一五年

判例の調査官解説が示したように組戻手続の実質的機能が不当利得返還手続であるという考えに沿った判断といえよう。そうすると、銀行の公共的役割を踏まえた利益の保護は、既に先行する判例においても想定されていること⁵⁸になるのではなからうか。であるならば、上述の批判のように、本判決が平成一五年判例を越えて事実的で曖昧な利益を保護して、詐欺罪の処罰範囲を拡張するとはいえないだろう。たとえば「社会通念上の別個の支払」において質的な違いをもたらす組戻し手続の契機が、告知義務を果たすことにあるなら、銀行側には「調査、照会の利益」がなお存在していると思われる。

以上のように、本判決は平成一五年判例とは矛盾せず、その趣旨を推し及ぼせば想定される帰結であると思われる。

(3) 告知義務の内容と銀行側の利益

本判決が引用する平成一五年判例によれば、調査、照会等の措置とその後に行われる復元的な措置は、銀行が振込依頼人と受取人との間の紛争に巻き込まれないため必要であるとされている。

第一審の山口地裁は、「被仕向銀行が振込依頼人と受取人との間の紛争等に巻き込まれないようにするために、誤って受取人口座に振り込まれた金銭についてどのような処理をするのが相当かを早期に検討する必要」があり、「受取人口座に誤って振り込まれた金銭について、その原因行為の有無等につき受取人がどのように認識しているのか」を検討する必要から、告知義務を基礎づけている。

これに関して、第一審の判例評釈には、山口地裁は、被告人の告知義務を、預金債権の不成立の可能性に依拠した調査、照会の利益を根拠に課すのではなく、「受取人の認識」を知る必要という異なる根拠から課すことで、被仕向銀行が既に事情を把握している本件事案に適用可能とする修正を図っているとの指摘⁵⁹がある。そして、この修正も、平成八年判例を前提に受取人が預金債権を取得すると考えるのであれば、銀行側は預金債権の処分を妨げられず、受取人の認識を確認する利益は保護に値しなくなり、受取人の認識を知ったとしても、組戻しに依るよう説得する等の措置が事実上行われるにすぎず、妥当性に疑問があるとする。それゆえ、紛争を防止する

役割は法的に期待されず、銀行側の利益として成り立たないという。

さらに、原因行為の有無に関する受取人の認識まで調査する必要と解する場合、調査しないことが銀行側の過失になり、振込依頼人から損害賠償を請求されかねず、かえって銀行側が紛争に巻き込まれる可能性があると批判する⁶⁰。こうしたことから、第一審のいう銀行側の利益とは、受取人に対して「組戻しに協力するよう働きかけること」であり、最善を尽くすことで損害賠償を請求されない利益を保護するとしても、それは銀行にとって、利益ではなく負担ともなると批判している⁶¹。

本判決は、第一審の該当部分の説示について、告知義務の内容が原因関係の有無そのものであるととられかねない「適切さを欠く説示部分がある」と認めたくえず、「被告人に認められる告知義務の内容は本件振込が誤振込であることの認識」であるとする。そして銀行実務の在り方からすれば、「告知義務によつて本件被仕向銀行に対し原因関係の調査を求めることにはならない」と判示し、誤振込の認定において、判断に最も必要な判断要素に限定することで、上記の批判を回避している。

銀行側が関係者間の紛争に巻き込まれない利益があるどうかについては、本件において、被告人の告知義務を否定した場合、被告人が誤振込である旨の認識を有することを知らないまま、「被告人から債務不履行責任を追及されるリスクを負担して権利行使を拒否するか、振込依頼人から損害賠償請求を受けるリスクを負担して被告人の権利行使に応じるかの判断を迫られる」と指摘して、銀行は、振込依頼人と受取人との間で板挟みとなり、法的紛争に巻き込まれるリスクを負う状況に陥ると判断している。實際上、原因関係のない振込による払い戻しに応じれば、平成二〇年判例と同様に、誤振込金額相当分の預金の取戻しを目的として、振込依頼人により補填請求される可能性も否定できない。したがって、銀行側が関係者間の紛争に巻き込まれない利益も依然として存在すると思われる。安全な振込金制度を維持するためには、そうした銀行側のリスク負担は避けなければならないと思われる。

詐欺罪は何らかの意味で当事者間の取引の外形をもつて犯される。そうした一定の取引過程で、「正常な」取引を「偽装」することを手段として、財物の移転を実現

させている。本件にこれを当てはめると、阿武町による組戻依頼を受けた時点で、その後には被仕向銀行であるB銀行が被告人との間で想定する取引とは、誤振込金額相当分の預金債権を阿武町の口座に戻すための取引であつたはずである。しかし被告人は誤振込金額相当の預金債権について、ネットバンキングシステムを利用して、最終的に自己の目的のための費消に及んでいる。つまり、被告人が費消目的で送金する行為は、組戻しという本来の使途が達成されていないという状況であるといえる。

銀行という被害者の「公共的役割」、すなわち多量な取引が正当に保護され、円滑に運営・維持されるためには（その過程に銀行側が関係者間の紛争に巻き込まれない利益が存在する）、その役割は詐欺罪によつて保護されるべきだろう。⁶²

四 まとめ

本件は、誤振込事案において電子計算機使用詐欺罪の成否が問われた事案である。

第一に、虚偽の情報の該当性について、ネットバンキ

ングのシステム上、告知義務の有無は正当な権利行使であるか否かの重要な情報である。告知義務違反は、権利行使の正当性において、真実に反する情報の入力であり、本罪が予定する「虚偽の情報を与える」行為であるといえる。

第二に、告知義務の有無について、本件組戻手続等における銀行実務の目的は関係者の「共通理解」を前提とし、銀行側には、調査、照会の利益と当事者間の紛争に巻き込まれない利益が認められる。また、被仕向銀行が事実を把握している場合でも、各関係者の「共通理解」の確立において、受取人たる被告人には告知義務が認められる。また、これらの判断は、先行する諸判例との整合性を維持しているといえる。

以上のように被告人による本件送金行為等に本罪の成立を認めた判決は、結論において妥当であると思われる。

（１） 鎮目征樹ほか編『情報刑法Ⅰ サイバーセキュリティ関連犯罪』（弘文堂二〇二二）二五七頁〔荒木泰貴〕。

（２） 米澤慶治編『刑法等一部改正法の解説』（立花書房一九八八）一二二—一二三頁〔的場純男〕。

- (3) 松宮孝明「判批」新・判例解説 Watch 刑法 No.159 (二〇二〇) 二頁。
- (4) 嘉門優「判批」新・判例解説 Watch 刑法 No.107 (二〇一六) 三―四頁。
- (5) 渡邊卓也「判批」法教四六六号 (二〇一九) 三四―三五頁。
- (6) 鎮目征樹ほか編前掲注(1)二六五―二六六頁〔荒木泰貴〕。
- (7) 那須翔「電子計算機使用詐欺罪における『虚偽の情報』の解釈・適用」LAW AND PRACTICE 17号 (二〇二三) 二二―二四頁。
- (8) 情報とデータについての概念や関係について、太田勝造編『AI時代の法学入門 学際的アプローチ』(弘文堂二〇二〇)二四九―二五三頁〔西貝吉晃〕。
- (9) 中野浩一「判批」研修九〇二号 (二〇二三) 二四頁。
- (10) 藤井敏明「判解」『最高裁判所判例解説刑事篇平成一八年度』(法曹会二〇二一) 七一頁注11。
- (11) 本罪における欺罔行為とは、電子計算機に対し財産上不法の利益を得るために、電磁的記録の作出・変更が直接に財産権の変更・得喪を事実上生じさせる行為である。本罪における虚偽の情報、現実や実体と異なる情報であるとは限らないであろう。
- (12) 松原芳博「判批」季刊刑事弁護 一六号 (二〇二三) 九〇頁。

誤振込金の送金行為と電子計算機使用詐欺罪の成否(小林)

- (13) 橋爪隆『刑法各論の悩みどころ』(有斐閣二〇二二) 三七四頁、大関龍一「判批」刑事法ジャーナル七七号 (二〇二三) 一五一頁。
- (14) 大坪丘「判解」『最高裁判所判例解説民事篇平成八年度(上)』(法曹会一九九八) 三七六―三七七頁。
- (15) 大坪前掲注(14)三七八頁。
- (16) 札幌高判昭和五一年一月一日刑月八卷一一―一二号四五三頁、東京高判平成六年九月一二日判時一五四五号一一三頁。
- (17) 橋爪隆「銀行預金をめぐる刑法上の諸問題」刑事法ジャーナル三八号 (二〇二二) 六頁。
- (18) 藤井達也「誤振込と所在不明の受取人」銀行法務二二七―二三号 (二〇二〇) 二四―二五頁。
- (19) 佐伯仁志・道垣内弘人『刑法と民法の対話』(有斐閣二〇〇一) 三八―三九頁〔道垣内発言〕
- (20) 最判平成二二年三月九日金融法務事情 一五八六号 九六頁。
- (21) 藤井前掲注(18)同頁。
- (22) 宮崎英一「判解」『最高裁判所判例解説刑事篇平成一五年度』(法曹会二〇〇六) 一三五―一三六頁注19参照。
- (23) 宮崎前掲注(22)一三一―一三三頁、一三五頁注19。
- (24) 宮崎前掲注(22)一三六頁注19。
- (25) 宮崎前掲注(22)一三三頁。
- (26) 藤井敏明「判解」『最高裁判所判例解説刑事篇平成

- 16年度』（法曹会二〇〇七）二六一頁、樋口亮介「判批」佐伯仁志・橋爪隆編『刑法判例百選Ⅱ各論（第8版）』（有斐閣二〇二〇）一〇〇頁。
- (27) 宮崎前掲注(22)一三三—一三四頁。
- (28) 宮崎前掲注(22)一三四頁。
- (29) 佐藤文哉「誤って振り込まれた預金の引き出しと財産犯」西原春夫ほか編『刑事法の理論と実践』（第一法規二〇〇二）三三六頁以下。
- (30) 宮崎前掲注(22)一四一頁。
- (31) 東京高判平成一八年一〇月一八日判時一九五二号九六頁。
- (32) 松本恒雄「判批」金融・商事判例一三四四号（二〇一〇）一〇頁。
- (33) 石丸将利「判解」『最高裁判所判例解説 民事篇平成20年度』（法曹会二〇一二）五一五—五一六頁、五一六頁注41。
- (34) 石丸前掲注(33)五二四頁。
- (35) 菅原胞治「判批」銀行法務21六九七号（二〇〇九）三七頁以下、妹尾直人「判批」銀行法務21七〇五号二八—二九頁、麻生祐介「判批」金融・商事判例一三二〇号（二〇〇九）一三頁、本田正樹「判批」金融・商事判例一三三六号（二〇一〇）一七九頁。
- (36) 菅原前掲注(35)同頁。
- (37) 上寫一高「最近の裁判例に見る詐欺罪をめぐる諸問題」『刑事法ジャーナル三二号（二〇一二）一五—一六頁。
- (38) 松本前掲注(32)一〇—一一頁。著者は原審の判断の真の理由には、平成八年判例の「振込取引の無因性」法理に対する懷疑があるとし、平成八年判例の見直しと変更の必要性を指摘している。
- (39) 中田裕康「判批」金融法務事情一八七六号（二〇〇九）一八頁。
- (40) 菅原前掲注(35)同頁。
- (41) 松宮孝明「誤振込みと財産犯」（成文堂二〇二三）五六—六四頁。
- (42) 西田典之・橋爪隆補訂『刑法各論（第7版）』（弘文堂二〇二二）二五六頁。
- (43) 今井猛嘉「預金の占有・誤振込みと財産犯の成否」現代刑事法五卷一号（二〇〇三）一〇八頁。
- (44) 山口厚編『経済刑法』（商事法務二〇一二）〔橋爪隆〕一〇三頁。
- (45) 山口厚『刑法各論』（有斐閣二〇一〇）二九七頁。
- (46) 林幹人『刑法各論（第2版）』（東京大学出版会二〇〇七）二八一—二八二頁、松原芳博『刑法各論（第2版）』（日本評論社二〇二二）三三五頁。
- (47) 穴沢大輔「いわゆる『誤振込・誤記帳』事案における財産犯の成否（2・完）」上智法學論集四八卷三・四号（二〇〇五）一一〇—一一一頁。
- (48) 林前掲注(46)同頁。

(49) 照沼亮介「預金口座内の金銭の法的性質―誤振込み
事案を手掛かりとして(4)・完―」上智法學論集五八卷
一号(二〇一四)三三〇頁以下。論者はこれを「金銭にお
ける『現所有者価値返還請求権』」と呼称する。

(50) 照沼前掲注(49)六九―七〇頁。

(51) 穴沢前掲注(47)一一四頁。

(52) 松宮前掲注(41)五三―六四頁。

(53) 照沼亮介「誤振込にかかる金銭とその法的保護のあ
り方」法曹時報七六卷一二号(二〇二四)五―九頁。

(54) 松宮前掲注(41)一〇九―一二四頁、同「判批」新・
判例解説 Watch 刑法 No.191 (101111) 一頁以下、品田
智史「誤振込みと財産犯…山口地判令和5年2月28日裁
判所 web によせて」阪大法学七三卷三号(二〇二三)
四七頁以下、佐藤結美「誤振込みと電子計算機使用詐欺
罪」上智法学論集(二〇二四)一三三頁以下、松原芳博
「判批」季刊刑事弁護一一六号(二〇二三)八七頁以下、
大関前掲注(13)一四六頁以下等。

(55) 杉本一敏「判批」法学教室五一四号(二〇二三)
一二二頁。

(56) 品田前掲注(54)一二二頁。

(57) 本判決判旨第二一一(一)参照。

(58) この点に関し、橋爪前掲注(17)同頁。

(59) 大関前掲注(13)一五二頁。

(60) 松宮前掲注(54)「判批」四頁、大関前掲注(13)一五二

頁。

(61) 品田前掲注(54)六五頁、佐藤前掲注(54)一一五頁。

(62) 杉本一敏「詐欺罪における被害者の『公共的役割』
の意義」高橋則夫ほか編『野村稔先生古稀祝賀論文集』
(成文堂二〇一五)三二一―三二四頁、三二七―三二九頁。